

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）  
事業に係る企画競争募集要領

平成31年2月8日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

原子力規制庁（以下、規制庁とする。）では、「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 委託業務の目的

本業務は、火山活動とその休止期間の関係を火山の特性、岩石学的特徴、地下構造探査等の地球物理学的手法及び地下水等の地球化学的調査手法等の最新知見に基づく火山活動に起因する事象調査から、原子力施設に影響を与える火山活動の可能性をより定量的に評価するための評価基準、火山活動モニタリング基準を作成することを目的とする。

2. 委託業務の内容

(1) 巨大噴火の噴火準備・進展過程に関する調査・研究

本調査・研究では、これまでの調査結果を踏まえて、始良カルデラ火山等について、巨大噴火の長期的・短期的推移の具体的な時間スケールを制約するため、巨大噴火及びその前後の主要な噴火について、複数の年代測定手法を組み合わせる噴火年代を与える。また、カルデラ近傍でのボーリング調査、巨大噴火及びその前後の噴出物の分布や層序関係、斑晶や組成の特性等の地質学的手法を用いて調査し、噴出物の時間的及び空間的な分布と噴火史に基づく噴火の準備・進展過程を検討する。

(2) 岩石学的手法によるマグマプロセスに関する調査・研究

本調査研究では、(1)の地質学的調査に基づく大規模噴火の長期的・短期的推移の復元結果と合わせて、噴出物の岩石学的検討による巨大噴火に至る過程のマグマ供給系の時間・空間発達過程の検討を行う。具体的には(1)で復元された噴火活動の推移に沿って、噴出物の岩石学的解析を行い、大規模噴火を引き起こすマグマ溜まりの温度・圧力・マグマ組成等の時間変化を追跡する。

(3) 活動的カルデラ火山の地下構造調査

本調査は、10km以深の地下構造を把握するため長周期のシグナルを安定して長期間観測できるネットワークMT法による観測を行う。さらに、次項の地球化学的調査結果と合わせてMT法による浅部低比抵抗領域の連続観測によるモニタリング手法への応用を検討する。

(4) 活動的カルデラ火山の地球化学的調査

本調査は、国内のカルデラ火山について深部流体起源の成分が溶け込んだ地下水の希土類元素

組成及び重元素同位体組成の分析を行い、マグマの種類及び熱水上昇過程の推定を試みる。

また、カルデラ火山での長期的な地下水の採取等、火山活動の変化を捕えるモニタリング項目としての適応性についても検討を行う。

#### (5) 委員会等

上記(1)から(4)までについては、外部有識者(4名程度)を選定して研究計画や期待される成果について専門的な意見・助言及びレビューを受けることを目的とした委員会を設置し、研究手法、進捗状況、結果の評価・とりまとめ等を行う会議を、年2回程度を目安として適宜開催し、それぞれの検討を進める。また、必要に応じて、規制庁と協議の上、委員外の専門家や学識経験者等を招聘すること。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～平成32年3月31日

### 4. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を引き続き取得すること。
- (4) 規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 当該企画競争に係る説明会に参加した者であること。
- (6) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出できる者であること。

### 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：280,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、規制庁と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部及びその印刷物を規制庁に納入。  
※電子媒体を納入する際、規制庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。  
※事業終了前の支払い(概算払)が認められる場合は制限されています

のでご注意ください。

- (6) 支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：平成31年2月8日（金）

締切日：平成31年3月6日（水）12時必着

### (2) 説明会の開催

開催日時：平成31年2月18日（月）11:00～11:30

説明会への参加を希望する方は、10. 問い合わせ先へ平成31年2月15日（金）12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

### (3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業申請書」と記載してください。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜1部＞
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞
- ・会社パンフレット＜1部＞

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合

には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### （4）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業」担当あて

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限内に余裕をもって送付ください。

### 7. 審査・採択について

#### （1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

#### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. 応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 委託事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

#### （3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、規制庁のホームページで公表するとともに、当該申請者

に対しその旨を通知します。

## 8. 契約について

採択された申請者について、規制庁と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、規制庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約は平成31年度のみ単年度契約となりますが、平成31年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて平成32年度以降の契約を締結することがあります。ただし、平成32年度以降の契約は、所要の予算措置が講じられた場合に行うものであり、平成32年度以降の「予算見込額」に比較して大幅な予算額の変更及び予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがあります。

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費

外注費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①100万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①100万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 地震・津波研究部門

担当：西来邦章

FAX：03-5114-2236

E-mail：kuniaki\_nishiki@nsr.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

原子力規制庁 あて

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業  
申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（巨大噴火プロセス等の知見整備に係る研究）事業  
企画提案書

1. 事業の実施方法
*募集要領の2. 委託業務の内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 *本事業の成果を高めるための具体的な提案（妥当性、独自性、独創性、効率性等）を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が年度別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
*実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 *外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額（円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。
I 人件費
II 事業費
① 旅費
② 会場費
③ 謝金
④ 設備費
⑤ 物品購入費
⑥ 外注費
⑦ 印刷製本費
⑧ 補助職員人件費
⑨ その他諸経費
III 再委託費

IV 一般管理費	
小計	
IV 消費税及び地方消費税	
総額	円 (※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
  
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。